

令和4年度事業計画

〔 自 令和4年 4月 1日
至 令和5年 3月 31日 〕

I. 基本方針

建築士事務所協会は建築士法に位置づけられており、その目的である建築士事務所の業務の適正な運営、及び建築士事務所の開設者に設計等を委託する建築主の利益の保護を図るため、開設者に対する指導や研修及び所属建築士に対する設計等業務に関する研修に取り組む。

また、会員相互の結束を一層固め、建築設計・監理業務を通して建築文化の発展に寄与すると共に、公益事業の適正な実施と法定団体としての責務を果たし、広く社会に貢献する。

なお、過去2年間、新型コロナウイルス感染拡大により協会活動は制限されたが、4年度においてはコロナ収束を見極めつつ、会員交流を中心として協会活動の活性化を図っていく。

【重点施策】

(1) 建築士事務所の健全な発展と地位向上

建築生産プロセスにおいて重要な役割を果たす建築士事務所の健全な発展と地位向上のため、適正な業務報酬の確保、所員の建築技術の研修、次世代の人材育成等を支援する。

(2) 県内の建築設備設計技術者の育成

県内の設備設計技術者の不足、高齢化への対応として、設備設計事務所（準会員）とも連携して設備設計に関する研修、資格取得の支援に努める。

(3) 事務所登録適正化の啓発

指定事務所登録機関として、無登録業務の疑いのある設計施工一括受注等（リフォーム工事を含む）への対策として、県とも連携して事務所登録適正化の啓発に取り組む。

(4) 協会の財務改善

会員増強の推進による会費収入増及び収益事業としての講習会等開催に取り組むとともに、引き続きコスト縮減に努める。